

よこうち歯科行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間

2. 内容

目標①

労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業や育児短時間勤務制度などの諸制度、雇用保険法に基づく育児休業給付等、制度の周知や情報提供を行います。

〔対策〕

平成25年4月～

- ・就業規則並びに育児・介護休業規程を作成施行して職員に周知します。
- ・諸制度に関する情報収集を行い、パンフレットを作成して職員に配布します。

目標②

育児休業について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とした所定外労働の免除制度や短時間勤務制度の導入、職員が原職に復帰できる制度の導入、希望した場合の職場復帰プログラム受講の実施を導入します。

〔対策〕

平成25年4月～

- ・諸制度を明記した育児・介護休業規程を作成施行し職員に周知します。

目標③

育児休業期間中の代替要員計画を策定します。

〔対策〕

平成25年4月～

- ・ハローワークへ代替要員の求人申込をします。
- ・育児休業取得の職員と同一の係及び職務を勤務する者を雇入れます。